

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学都市再生機構住宅入居に係る取扱要領

平成18年3月31日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）と賃貸契約を結ぶ機構所有の住宅（以下「機構住宅」という。）の入居に係る取扱いに関し必要な事項を定める。

(入居資格)

第2条 機構住宅に入居できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役員及び職員
- (2) 教育研究系有期契約職員
- (3) 有期契約職員
- (4) 無期契約職員
- (5) 共同研究員、受託研究員及び研修員
- (6) その他学長が適当と認めた者

(入居申込)

第3条 機構住宅に入居を希望する者は、機構のHP又は機構管理事務所を通じ、直接申込みを行うものとする。

- 2 機構に申込みを行った者は、申込内容報告書（別紙様式第1号）を管理部人事課福利厚生係（以下「担当係」という。）に提出するものとする。

(入居期間)

第4条 機構住宅に入居できる期間は、次に定める期間とする。

- (1) 第2条第1号から第5号に掲げる者にあつては、本学に在籍している期間
- (2) 第2条第6号に定める者にあつては、学長が認めた期間

(家賃等)

第5条 入居を認められた者（以下「入居者」という。）は、機構が定める当月分の家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）を、機構が定める方法により支払わなければならない。

- 2 入居者の家賃等の支払い義務は、使用開始可能日から発生するものとする。
- 3 月途中の入退居については、機構の規定により日割家賃等を支払うものとする。

(家賃等滞納の督促)

第6条 学長は、入居者が正当な理由がなく家賃等を滞納したときには、機構からの通知に基づき、入居者に対し督促を行う。

(入居者の義務)

第7条 入居者は、善良な管理者の注意をもって機構住宅を使用しなければならない。

- 2 入居者は、その責めに帰すべき理由により、機構住宅を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき又は機構に無断で機構住宅の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。
- 3 入居者は、この要領の定め並びに機構の「住まいのしおり」を遵守しなければならない。

(入居者の義務違反に対する措置)

第8条 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、学長は、入居者に退去を命じるものとする。

- (1) 正当な理由がなく家賃等を滞納したとき。
- (2) 入居者が機構住宅、附帯施設又は機構住宅の敷地を、故意又は重大な過失により、汚損し、破損し、又は滅失したとき。
- (3) 入居者の故意又は重大な過失を理由として、機構が本学との契約を解除したとき又は機構が契約の更新を拒絶したとき。
- (4) その他機構住宅の維持運営に著しく支障をきたす行為があったとき。

(退去)

第9条 第2条に定める入居資格を失った者は、退去しなければならない。ただし、機構に申し出て許可を得たときは個人契約に切り替えることにより、継続して入居することができる。

- 2 退去をする者は、退去日の1ヶ月前までに機構所定の退居届を、担当係に届け出るものとする。
- 3 前項の届け出を怠った者は、入居期間延長により生じた家賃等を機構に支払わなければならない。
- 4 退去に当たっては、機構の点検を受け、補修に必要な費用を機構に支払わなければならない。

(雑則)

第10条 入居者と本学間において、機構住宅の入居に係る取扱いに関し疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

## 申込内容報告書

奈良先端科学技術大学院大学  
管理部人事課福利厚生係 御中

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

（押印不要）

私は、独立行政法人都市再生機構の住宅を下記のとおり申し込みましたのでご報告します。

### 記

本人氏名	フリガナ	生年月日	電話番号
（同居人がいる場合）			
同居人氏名	フリガナ	続柄	生年月日
（申込物件）			
団 地 名 （入居を希望する団地名を記入して下さい。）		棟及び部屋番号	
仮申込みの有効期限			
（緊急連絡先）			
氏名	住所		電話番号

※ 上記事項は、本学が（独）都市再生機構に対して一括契約する際に必要なものです。  
これ以外の目的に使用する事はありません。